

脱水汚泥の処理に関する業務提携要領

(目的)

第1 この要領は、天神川流域下水道天神浄化センター（鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1517）から発生する脱水汚泥の収集運搬及び処分に関する業務委託契約の締結について、複数の者が共同で入札に参加する場合に必要な事項を定めることにより業務委託を適正に行うことを目的とする。

(入札者の構成)

第2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた業者（以下「処分業者」という。）及び廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「収集運搬業者」という。）により構成される複数の者が入札に参加する場合（以下「共同入札参加者」という。）は、別に定める期日までに、「業務名」、「構成員」並びに収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を明らかにしなければならない。

なお、本業務において公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）との間で行う全ての手続については、共同入札参加者の構成員のうち処分業者が代表者となり行うものとし、各構成員はそれぞれの分担について責任を負うとともに、業務全般についても連帯して責任を負うものとする。

(入札書の提出)

第3 調達公告に定める入札参加者に必要となる条件を具備した者は、処分費及び収集運搬費の合算額を記載した入札書を提出するとともに、処分業と収集運搬業（構成員が複数となる場合は、構成員ごと）に要するそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を入札書に添付して提出するものとする。

なお、入札額は脱水汚泥 1 トン当たりの単価とし、消費税及び地方消費税の額を含めるものとする。

(落札者の決定)

第4 入札参加者のうち、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者となり得る同一価格で入札をした者が 2 者以上ある場合には、くじにより落札者を決定するものとする。

なお、入札参加者に必要となる資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(契約の締結)

第5 公社は、落札者が共同入札参加者である場合は、各構成員との間で、当該構成員が提出した内訳書に基づき契約を締結するものとする。